

(1)働き方改革会議における提言の啓発・周知について			
①求人内容や非正規雇用労働者の待遇改善			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	企業への啓発・周知	地域や企業の将来を担う人材を一人でも多く確保・定着させるために、「和歌山働き方改革宣言」を基軸として、求人内容（応募要件、雇用上の地位、労働条件など）の見直し、非正規労働者のさらなる活躍や能力発揮のため、正社員転換などの機会の付与、ふさわしい処遇等のあり方について、改めて検討いただき、県内企業の取組を支援すべく、労使をはじめ関係機関の協力を得つつ、新たな法制度、各種支援方策、助成金制度についてのきめ細やかな周知・広報を行う。	○「求人内容の見直し」のポスター200枚、リーフレット12,110枚を作成し、働き方改革会議の参画機関の協力を得て、市町村、事業主団体、県内企業への配布を行った。 ○労働局幹部及び公共職業安定所長等が、県内の企業や団体を訪問し、直接求人内容の見直しについて要請を行う「求人見直しキャンペーン」を実施した。
(2)正社員転換等について			
①不本意非正規雇用労働者の正社員転換等			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	ハローワークによる正社員就職・正社員転換数	キャリアアップ助成金により派遣労働者等の正社員転換、「多様な正社員」の導入、非正規雇用労働者の人材育成の促進等を行うためハローワークにおいて、活用が進むよう、制度の周知等を積極的に行う。 ハローワークにおいて、正社員求人を積極的に確保するほか、正社員就職に向けた担当者制による支援やマッチング強化に取り組む。また、キャリアコンサルティングや就職支援セミナーを実施するなど利用者それぞれの状況に対応したきめ細やかな就職支援を行う。	○ハローワークの窓口での周知の他、県内7会場で年金事務所が開催した算定基礎届説明会(760事業所出席)においてキャリアアップ助成金の説明を行った(平成28年度実績)。(後掲)。 ○就職支援セミナーを172回実施し、525人が受講した(平成28年度実績)。
2	ハローワークにおける正社員求人数	非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組について経済団体に要請するとともに、公共職業安定所長等の幹部職員は、事業所訪問により、正社員求人による人材確保のメリットを説明し、取組を働きかける。	○労働局幹部が経済5団体を訪問し、正社員転換・待遇改善の取組について要請を行い、公共職業安定所の幹部職員が事業所訪問により、取組を働きかけた。
②対象者別の正社員転換等			
ア)若者等に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	フリーター就職件数	いわゆるフリーター等(35歳以上45歳未満の不安定就労者も含む。)の正社員転換を促進するため、引き続き、わかものハローワーク等において担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、フリーター等の職業意識の啓発を行うとともに、わかものハローワーク等の利用の周知強化、夜間や土日でも相談を行うことができるように電話・メールによる相談事業、職業訓練への誘導・あっせんの強化等を行う。また、トライアル雇用奨励金の活用によるフリーター等の正社員就職を実現する【平成28-32年度にかけて継続的に実施(電話・メール相談事業は平成28年度から実施)】。	○ハローワークにおいて担当者制によるきめ細やかな就職支援を行うとともに、トライアル雇用奨励金を活用し、2,814人の就職が実現した(平成28年度実績)。
2	学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率	新卒応援ハローワーク等において、学校等と協力して、在学段階からの就職に向けたセミナー、職場見学・体験等を通じ、就職への意欲喚起・維持を含めた新規学卒者等の正社員就職に向けた支援(未内定者への集中的な支援も含む。)を行う。	○75人が訓練を修了し、68人が正社員就職した(平成28年度実績)。
3	ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率	若者の職業能力開発を支援するため、高卒者等を対象として、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期間の訓練課程の訓練等を実施するとともに、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練(雇用した従業員を対象とした、企業内での実習(OJT)と教育訓練機関等での座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的訓練)を行う。	○平成28年度は、有期実習型訓練を42人に実施し、26人が正社員就職した。

②対象者別の正社員転換等 イ)派遣労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	労働者派遣法周知セミナーの開催	派遣元に対して、計画的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルティングを義務付けるとともに、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用安定措置を講ずることを派遣元の責務とすることや、正社員の募集情報提供義務を派遣先に課すことなどを内容とする平成27年度改正労働者派遣法の円滑な施行に取り組む。 また、労働者派遣事業の許可の取消しも含めた厳正な指導により3年見込みの派遣労働者に係る義務の履行を確保するだけでなく、1年以上の雇用契約を結んだ派遣労働者に係る努力義務についても周知徹底し、適正な運用を促す。	○労働者派遣事業セミナーを2回開催し、16社84名が出席した（平成28年度実績）。 ○定期指導を派遣元事業所56社、派遣先事業所24社に対して実施し、厳正な指導を行うとともに、労働者派遣法の適正な運用を促した（平成28年度実績）。
②対象者別の正社員転換等 ウ)有期契約労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数	キャリアアップ助成金により有期契約労働者の正規雇用等への転換について活用促進を図るためハローワークの窓口等による広報・周知を行う。	○ハローワークの窓口において、求人受理時に有期労働者を募集する事業所にキャリアアップ助成金について周知を行った。 ○ハローワークの窓口での周知の他、県内7会場で年金事務所が開催した算定基礎届説明会(760事業所出席)においてキャリアアップ助成金の説明を行った（平成28年度実績）。（前掲）。
(3)待遇改善について			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	雇用保険被保険者に対する育児休業取得率の向上	非正規雇用労働者が育児・介護休業を取得し、継続就業しやすくなるため期間雇用労働者の育児・介護休業取得要件について、周知するとともに中小企業における労働者の円滑な育児・介護休業の取得及び職場復帰などを図るため、中小企業両立支援助成金の利用促進を図る。 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正法案が成立した場合には、改正法案に定める妊娠・出産・育児休業等を理由とする上司・同僚からの就業環境を害する行為を防止する措置を事業主に義務付けるための制度について、周知を図る。 また、職場における不快な性的言動等（セクシュアルハラスメント）や妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。 労働者の関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するため、学生・生徒等に対する労働法制の基礎知識の付与に係る取組を進める。	○平成28年度は、改正育児・介護休業法、改正法による妊娠・出産・育児休業等を理由とする上司・同僚からの就業環境を害する行為を防止する措置を事業主に義務付けるための制度についての説明会を2回実施（256社、288人出席）し、周知を図った。 ○平成28年9月1日から12月31日までをマタハラ未然防止キャラバンとし、ハラスメント対応相談窓口を設置するなどマタニティハラスメント対策の周知を強化した。 ○中小企業両立支援助成金の平成28年度の支給実績は、代替要員確保コースが11件570万円、育休復帰支援プランコースが11件330万円。 ○男女雇用機会均等法における報告徴収を127社に実施し、122社、203件の助言を行った。（うちセクシュアルハラスメント80件、マタニティハラスメント20件）（平成28年度実績）。 ○育児・介護休業法における報告徴収を114社に実施し、育児・介護休業規定の整備、ハラスメントの防止対策について112社、606件の助言を行った（平成28年度実績）。 ○和歌山大学において「労働行政実務」と題した寄附講義を実施。平成28年度は15回、延べ4,537人が受講。